

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月1日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第14号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p>2 勤務時間等条例第9条の2第1項第2号及び給与等条例第26条の7第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる事業を行う施設又は場所に当該事業を利用する子を出迎え、又は見送るため赴く職員とする。</p> <p>(1) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第4項</u>に規定する放課後等デイサービスを行う事業又は同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設</p> <p>(2) <u>児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に規定する事業のうち人事委員会が別に定めるもの</u>を行う場所</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p>2 勤務時間等条例第9条の2第1項第2号及び給与等条例第26条の7第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる事業を行う施設又は場所に当該事業を利用する子を出迎え、又は見送るため赴く職員とする。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の2の2第4項</u>に規定する放課後等デイサービスを行う事業又は同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設</p> <p>(2) <u>児童福祉法第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業のうち人事委員会が別に定めるもの</u>を行う場所</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。